なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

７　［略］

［企業集団の状況について記載する場合］

（生命保険会社の企業集団）

イ　企業集団の財産及び損益の状況の推移

［表略］

（記載上の注意）

［１～４　略］

５　前期末及び前中間連結会計期間末に係る事項については、遡及適用（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「連結財務諸表規則」という。）第２条第43号に規定する遡及適用をいう。以下５において同じ。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第44号の２に規定する第二種中間連結財務諸表の組替えに相当するものをいう。以下５において同じ。）又は修正再表示（同条第45号に規定する修正再表示をいう。以下５において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

ロ　保険会社の財産及び損益の状況の推移

［表略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

４　前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（財務諸表等規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下４において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第52項に規定する第二種中間財務諸表の組替えに相当するものをいう。以下４において同じ。）又は修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下４において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

５　［略］

（損害保険会社の企業集団）

イ　企業集団の財産及び損益の状況の推移

［表略］

（記載上の注意）

［１～４　略］

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

７　［同左］

［企業集団の状況について記載する場合］

（生命保険会社の企業集団）

イ　［同左］

［同左］

（記載上の注意）

［１～４　同左］

５　前期末及び前中間連結会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第２条第40号に規定する遡及適用をいう。以下５において同じ。）、中間連結財務諸表の組替え（同条第41号に規定する中間連結財務諸表の組替えをいう。以下５において同じ。）又は修正再表示（同条第42号に規定する修正再表示をいう。以下５において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間連結財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間連結財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

ロ　［同左］

［同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

４　前期末及び前中間会計期間末に係る事項については、遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条の２第35号に規定する遡及適用をいう。以下４において同じ。）、中間財務諸表の組替え（同条第36号に規定する中間財務諸表の組替えをいう。以下４において同じ。）又は修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下４において同じ。）を行わなければならない。

なお、遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示を行った場合には、その旨を欄外に注記すること。

上記にかかわらず、遡及適用又は中間財務諸表の組替えが実務上不可能な場合には、その旨及びその理由を欄外に注記しなければならない。

５　［同左］

（損害保険会社の企業集団）

イ　［同左］

［同左］

（記載上の注意）

［１～４　同左］